

学 校 生 活 ～充実した学校生活を送るために～

(1) 校則

安心・安全な学校生活を守り、また、本校が地域に根ざした学校であるために必ず守らなければならないルールが「校則」です。

本校の校則は学校生活や社会生活を営む上での最も基本的なルールであり、生徒一人ひとりの自覚と責任が強く問われるものです。何か行動を起こす前に、今の自分が何をすべきで何をすべきでないかをよく考え、良識ある判断を下しましょう。

法令に反しない

暴力を振るう、脅迫をする、金品を盗み取る、器物を破損する、未成年者が喫煙・飲酒する、無免許で自動車やオートバイを運転するなどの行為は法令で禁止されています。法令に違反しないことは、安全で安心な学校生活を送るために欠くことのできないルールです。

他の人権を傷つけない

意識的にはもちろんのこと、たとえ無意識であったとしても、また無知であったことが原因であっても、他人の人権を侵害する言葉や行為は許されないことです。特に、いじめやかからいは人間として絶対に許されない卑劣な行為です。常に、相手の立場に立って他人に接しましょう。他の人権を傷つけないようお互いに配慮し合うことは、皆が明るく楽しい学校生活を送る上で欠くことのできないルールです。

授業妨害をしない

学校生活の基本は授業です。授業中の私語や立ち歩きはもちろん、他の授業に入り込むなどありえません。また、教員の指示に従わなかったり、反論したりして授業を中断させることも、皆が気持ちよく授業に参加する上で大きな妨げになります。時に「授業中にメールを打ったり、化粧したりしても他人の迷惑にはなっていない」と言う生徒がいますが、授業中の勝手な判断による行動自体が他の学ぼうとする人の権利を侵す行為です。毎回授業に遅刻して、その度に授業が中断することも広い意味では授業妨害に当たります。授業妨害をしないことは、充実した学校生活を送るために欠くことのできないルールです。

「学校生活の心得」に違反しない

登校し、授業や行事に出席し参加することが学校生活の基本であることは言うまでもありません。「校則」に基づいて学校生活に臨む上での基本的な心得を確認し、行動決定の判断基準としましょう。

地域住民に迷惑をかけない

路上にゴミを捨てたり、道端に座り込み通行の妨げをしたり、大声を出して迷惑をかけたりと、地域社会の一員としてのマナーを守らない行為は、学校全体の信頼を損ないます。地域住民に迷惑をかけないことは、地域から親しまれ信頼される学校であるために欠くことのできないルールです。

(2) 学校生活の心得

ア 登下校

- (ア) 自動車やオートバイ・原動機付き自転車による通学は禁止とする。保護者による自動車等での送り迎えも原則として禁止とする。
- (イ) 自転車通学をする場合は、必ず自転車登録をする。→「8－(5) 自転車通学」参照。
- (ウ) 交通規則を守り、他者に迷惑を掛けたり、不快感を与えるような行動はしない。
- (エ) 各部**授業終了後、速やかに下校すること**。最終下校時刻は厳守する。Ⅰ・Ⅱ部生は17：00、Ⅲ部生は20：55を最終下校時刻とする。ただし、**Ⅰ・Ⅱ部生での部活動等の顧問の管理下の場合には19時15分を最終下校時間とする**。
- (オ) **東京都の条例で、青少年の夜間外出(午後11時以降)は警察の補導対象になっているため、下校時は速やかに帰宅すること**。

イ 学校生活

- (ア) 服装・身だしなみ
 - ・学校生活にふさわしい服装や身だしなみを心がける。
 - ・学校施設の床を著しく傷つける恐れのある靴等は着用しない。
 - ・体育館やグラウンド、実習室等（機械実習室、調理室、被服室、和室、パソコン設置教室、多目的ホール、その他特に指示のある教室）においては、所定の靴、スリッパ等を着用する。
 - ・服装《身につけるすべてのもの》の指定がある授業（体育、実習等）では、指定された服装を着用する。
 - ・校外学習時においては、T・P・O（時間・場所・状況）に応じた服装をする。
- (イ) 持ち物
 - ・生徒証は常に携帯する。
 - ・高額の商品や学業に必要なない物品は持ってこない。
 - ・私物はすべて記名してロッカールームのロッカーに収納し、ロッカーは必ず施錠する。**その際、施錠する鍵は丈夫なものを使用する**。
- (ウ) 授業
 - ・時程表に基づいて行動し、遅刻しない。遅刻した場合は、授業担当者に理由を説明し、許可を得てから着席する。
 - ・授業中に教室を離れる必要が生じた場合は、授業担当者に理由を説明し、許可を得てから退室する。
 - ・授業中の携帯電話等の使用は禁止する。
- (エ) 成人年齢に達した生徒であっても、学校管理下（登下校時を含む）においての飲酒、喫煙を禁止する。
- (オ) 登校後から下校時までの間は外出を禁止する。（弁当が必要なときは登校時に持参する）
- (カ) 立入禁止の指示のある場所へは立ち入らない。
- (キ) 空き時間であっても学校という場にふさわしい過ごし方に工夫し、むやみに空き

教室等に立ち入らない。

(ク) 教職員、先輩、友人、来校者、地域住民等の相手を問わず、挨拶を励行する。

(ケ) アルバイトをする場合は保護者や担任とよく相談し、学校生活に影響を及ぼさないようにする。

(3) 校舎使用規定

公共物としての校舎を大切に使用し、互いに快適で安全な学校生活を送るために欠くことのできないルールです。

ア 校舎を使用するにあたり、汚損や破損がないよう常に美化に努める。万一汚損や破損をした場合は、担任または顧問教員、施設管理教科、経営企画室に速やかに届け出る。

イ ホームルームで使用する教室は授業等で共用するので、私物を教室に置いたままにしない。私物はロッカールームのロッカーに収納し、必ず施錠する。

ウ 実験室、実習室、各棟の特別施設及び機器の使用にあたっては、教職員の指示に従う。

エ 委員会活動や部活動により届け出の必要な施設を使用する場合は、顧問教員を通じて「施設使用願」を事前に提出し、許可を得る（→諸手続き一覧）。また、活動に使用した施設は必ず原状回復をする。

(4) 特別指導・懲戒処分

「校則」や「学校生活の心得」、「校舎使用規定」等に定められた事項に反する行動や高校生としてあるまじき反社会的な行動を「問題行動」と言います。飲酒、喫煙（これらに類するものを含む）、窃盗、暴力、暴言、いじめ、威嚇・恫喝、自動車・バイク通学、器物破損、授業妨害、指導無視等の行為がそれに当たりますが、これらの行為を行なった場合、**またはその場に同席した場合は**「特別指導」や「懲戒処分」の対象となります。「特別指導」の対象者は平常時の授業とは異なる特別なプログラムに従って一定の反省期間を過ごすこととなります。問題行動の内容や程度によっては、進路変更を含む指導が検討されます。

(5) 自転車通学

ア 自転車通学の対象

(ア) 自転車通学を希望する者は、所定の手続きに従って自転車登録をする。

(イ) 自転車通学とは、自宅から学校までの往復に自転車を利用して登下校することを指す。

(ウ) 学校の最寄り駅から学校までの自転車通学は認めない。

イ 自転車登録

- (ア) 自転車の登録は、生徒一人につき1台とする。
- (イ) 登録する自転車は、防犯登録がされていることを原則とする。
- (ウ) 本校所定の「自転車登録用紙」を提出する。必要事項の記入にあたっては、次の点に留意する。
 - ・注意事項をよく読んで記入する。
 - ・必要事項の記入漏れがないようにする。
 - ・「自転車通学時経路」には、通りや交差点での目印となる建物等を明記し、自宅から学校までの道筋がたどれるように記入する。
- (エ) 「登録シール」は登録手続き完了後に配付する。
- (オ) 「登録シール」は自転車の見えやすいところ（後輪泥除け等）にしっかりと貼る。
- (カ) 自転車の乗り替えて「登録シール」がない、使用していた「登録シール」を破損または紛失した場合は、速やかに再登録の手続きを取る。

ウ 自転車通学上の注意

- (ア) 登校後は、駐輪場の定められた区域に駐輪する。
- (イ) 盗難防止のため、自転車には必ず鍵を掛ける。
- (ウ) 雨天時の自転車通学はできるかぎり避ける。
- (エ) 自転車は軽車両に分類されることを認識し、交通法規や条例を遵守する。
 - ・車道は進行方向車道の左端に寄って走行し、周囲の状況に十分な注意を払い、事故等防止に努める。
 - ・「自転車通行可」の表示がある歩道は、歩行者の通行を妨げないように注意し、車道側に寄って走行する。
 - ・周囲にとっても安全なスピードで走行する。
 - ・交差点では必ず前後左右の安全確認を行い、信号や「一時停止」の表示に従う。
 - ・二人乗り、横列走行をしない。
 - ・傘をさす、携帯電話等をいじる、イヤホン等をするなど危険な状況のままでは走行しない。
 - ・転倒などによる頭部保護のため、自転車用ヘルメットをかぶりましょう。

エ 自転車保険

自転車事故により高額な損害賠償請求の事例が増加しています。万一の事故に備え、必ず保険に加入しましょう。